

「電子交換所」設立のご案内

これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う「電子交換所」が2022年11月に設立されます。

電子交換所により、手形等の交換方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

ご案内のポイント！

- ポイント① お客様の受付方法等の変更はございません。
従来通り、**金融機関において取立依頼を行っていただけます。**
- ポイント② すでにお持ちの手形・小切手も**引き続き利用可能**ですのでご安心ください。
- ポイント③ **記入に係る注意事項**
- ・ **手形券面へのメモ書き禁止**
 - ・ **金額欄への捺印禁止**
 - ・ **必ず楷書で記入**

紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行について

1. **金融界は手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。**
決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。
金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら手形・小切手の全面的な電子化を目指します。
2. **電子記録債権・インターネットバンキングのご検討を！**
電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。
お客様におかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただけますようお願い申し上げます。